

指定出資法人の役員への府職員の派遣に関する調査票

法人名	公益財団法人大阪府都市整備推進センター					
法人所管課	都市整備部 事業調整室					
設立年月日	昭和34年9月7日					
役員数	常勤	3名	うち府派遣	3名	うち府退職者	0名
			その他			
	非常勤	11名	うち府派遣	1名	うち府退職者	0名
職員数(常勤)	77名		うち府派遣	10名	うち府退職者	20名
主な事業概要	<p>○公益目的事業</p> <p>Ⅰ まちづくりコーディネート事業</p> <p>1 まちづくり活動支援事業</p> <p>(1) 密集市街地まちづくり活動支援事業</p> <p>(2) 公共空間まちづくり活用支援事業</p> <p>(3) まちづくり初動期活動支援事業</p> <p>(4) まちづくり普及啓発事業</p> <p>2 まちづくり技術支援事業</p> <p>(1) 土地区画整理等支援事業</p> <p>(2) 市町村道路施設点検等支援事業</p> <p>(3) 市町村職員技術研修事業</p> <p>Ⅱ 環境共生型まちづくり事業 (阪南2区埋立造成事業・阪南2区まちづくり事業)</p> <p>Ⅲ 大阪北摂霊園事業</p> <p>○収益事業</p> <p>Ⅳ 駐車場運営事業</p> <p>Ⅴ 不動産賃貸管理事業</p> <p>○その他事業</p> <p>Ⅵ 近隣センターまちづくり事業</p>					
対象役員	理事長(常勤)					
【法人の課題等】						
<p>1 法人のプレゼンスを高め、「まちづくりの総合コーディネート財団」をめざす</p> <p>既成市街地を中心に再生・リニューアルの取組みが進む一方で、空き地・空き家の増加やインフラの老朽化等への対応、頻発する集中豪雨や地震への防災力の向上が喫緊の課題とされている。こうした都市政策に対応するため、大阪府や府内市町村では、それぞれの地域課題に応じた施策を進めているが、施策の担い手となる技術系人材やまちづくりのノウハウ・専門性の不足により、計画立案や施策実行に課題・不安を抱えている。このような中で、法人統合によるメリットを最大限活かし、より一層支援を拡充していくことで、府域が抱える都市的課題の解決に貢献し、「まちづくりの総合コーディネート財団」として、法人プレゼンスを高めていくことが必要である。</p> <p>2 中期経営計画(令和3年7月策定・令和6年3月改定)の着実な実施を図る</p> <p>○ 公益目的事業では、</p> <p>ア 密集市街地まちづくり活動支援事業は、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定される中、旧方針の目標が達成できなかったことから、危険密集の早期解消に向けて取組みの強化を図るため、継続したセンターの事業支援が必要である。</p> <p>イ 公共空間まちづくり活用支援事業は、堂島川(中之島バンクス)での公と民をつなぐコーディネーターとしての実績・ノウハウを活かし、河川、道路等の公共空間を活用したまちづくりの主体となる市町村等に対し、案件に応じ、事業スキームの提案やステークホルダーとの調整、関係者による事業化に向けた協議会の運営など、良質で魅力あるまちづくりを図るため、継続したセンターの事業支援が必要である。</p>						

ウ 土地区画整理等支援事業は、幹線道路沿道での民間による乱開発の防止や鉄道延伸関連プロジェクト、地域の拠点づくりとなるプロジェクトにおいて、市町村の技術者の不足等から、これらのまちづくり全体についてセンターの継続した事業支援が必要である。

特に近年では、空地が増加している既成市街地において土地の再編によるまちづくりが求められるなど、地域の特性に応じたよりきめ細かな支援が求められている。

エ 市町村道路施設点検等支援事業は、道路法改正により、橋梁等の道路施設について道路管理者が5年ごとに点検することが義務付けられている。センターによる点検業務の一括発注による支援とともに、点検の結果、損傷等が著しい橋梁については、早期な対策が求められており、特に中小規模の市町村では、事業実施に係るノウハウが不足しているという課題があり、対策も含めた技術支援事業を継続的に実施していくことが必要である。

オ 市町村職員技術研修事業は、都市基盤施設の整備や維持管理に係る基礎的事項から実践的なものまで市町村行政に直結する内容となっており、市町村における技術力の維持・向上を図るため、市町村道路施設点検等支援業務を通して得られた知見を活かしながら、継続したセンターの支援が必要である。

カ 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業及びまちづくり事業）は、浚渫土砂・陸上建設発生土の発生情報を収集するなど、着実に埋立造成事業を進めるとともに、緑豊かな水辺環境の創出、都市環境の改善に取り組む必要がある。

キ 大阪北摂霊園事業は、「墓はなれ」の流れが一層強まる一方で、樹木葬などの新たな形態の墓所ニーズが増加するなど、多様化する墓所ニーズに対応した魅力ある墓所の整備が必要である。また、霊園を安定的に経営するために、長期修繕計画に基づき計画的な修繕・改修等を実施するなど経費の平準化にも取り組むことで、事業収支スキームを構築する必要がある。

○ 収益事業では、多様な公益目的事業を永続的に実施するには収益源を安定的に確保することが必須の条件であるため、法人運営を支える重要な経営資源である千里中央地区、北千里地区の所有資産について最大限に有効活用できる方策を検討するなどの取り組みが必要である。

○ その他事業では、近隣センターの引継ぎについては、地権者等も含め合意形成に時間を要している。さらなる施設老朽化や地権者の高齢化、核店舗の撤退や空き店舗の増加など近隣センターを取り巻く状況が大きく変化している中で、近隣センターの活性化やまちづくりへの活用に向けて、関係者の合意形成を図りつつ、地元市や地権者等の取組みへの支援やコーディネート、センター所有資産のまちづくりへの活用などに取り組んでいくことが求められている。

○ センターを取り巻く事業環境が厳しさを増す中、健全な財務を維持するため、公益目的事業の実施に必要な正味財産を維持できる経営戦略を描くことが求められる。

【上記課題に対する対応方針等】

1 法人のプレゼンスを高め、「まちづくりの総合コーディネート財団」をめざす

センターがこれまで蓄積してきたまちづくりに関する技術力・ノウハウ・情報等を活かし、府や市町村と緊密に連携しながら、府の施策の補完・代行的役割を果たすとともに、良質なまちづくりの推進主体である市町村の技術職員の育成や事業の技術的支援を行うことで、まちづくりにおける課題解決に貢献する。

また、府民認知の向上を図ることを目的に、広報戦略の一層の工夫、会合やセミナー参画など、関係自治体や民間企業とコラボする機会の醸成を行うことに加え、市長会・町村長会での事業概要のプレゼンや市町村職員技術研修の内容の充実などを進める。

2 中期経営計画を着実に実施する

○ 公益目的事業では、

ア 密集市街地まちづくり活動支援業務は、従来の支援策の拡充を図るとともに、府が令和3年3月に改定した「大阪府密集市街地整備方針」に基づき、基本財産を取り崩した財源を活用し、助成制度の効果的運用や「技術者派遣」などマンパワー不足の地元市への人的支援などを通じて、令和7年度までの危険密集の概ね解消（平成24年当初の9割以上）を目標に取り組みを進める。

イ 公共空間まちづくり活用支援事業は、此花西部臨港緑地（安治川下流部の桜島入堀上流右岸の河川区域、USJに隣接）などにおいて「民間活力を導入し、エリアのポテンシャルを最大限に活かした水辺遊歩空間の創出と舟運ネットワーク形成による水辺賑わいづくり」の実現に向けて取組みを進める。

ウ 土地区画整理等支援業務は、より効果的な支援となるよう、助成だけにとどまらず、まちづくり構想を策定する地元勉強会等への職員派遣などの人的支援を図るとともに、地権者の合意形成から事業完了までを一貫してサポートする。
また、業務の「複数年受託契約」や測量・物件調査・設計等の業務を含む「包括受託契約」の導入を発注者に働きかけ、これまでの実績を最大限に活用して業務の受注をめざす。

エ 市町村道路施設点検等支援業務は、府内市町村に対する技術支援事業を拡大するため、引き続き市町村との協議・調整を図るとともに、協定未締結の市（残り4市）との協定締結を図る。
また、府内市町村において、建設系技術職員が減少している中でも、市町村が定期点検に対応できるよう体制・ノウハウ構築を支援すること、さらに適切にインフラ老朽化対策を進めていくことができるよう技術支援事業を継続的に実施していく。

オ 市町村職員技術研修事業は、市町村において、即戦力として求められる技術力や頻度、必要量を把握し、センターにおいて対応可能な支援内容等について検討していく。

カ 環境共生型まちづくり事業（阪南2区の埋立造成事業及びまちづくり事業）は、事業の安定的な実施を確保するため、大阪湾沿岸の港湾・海岸管理者及び大規模工事の事業者からの浚渫土砂・陸上建設発生土の発生情報を収集し、それぞれの期間や量の受け皿としてのバランスがとれる事業計画等を策定し、着実に埋立造成事業を進めるとともに、緑豊かな水辺環境の創出、都市環境の改善に取り組む。

キ 大阪北摂霊園事業は、多様化する墓所ニーズに対応するため、樹木葬墓地など魅力ある墓所を提供するとともに、開園から50年が経過して施設の老朽化が進んでいることから、長期的かつ計画的な補修を実施する。また、効果的な広報・販促活動を通じた墓所の販売促進等に取り組む。

○ 収益事業等では、多様な公益目的事業を永続的に実施する収益源の安定確保を図るため、千里中央・北千里両地区の所有資産について、有効活用を図る。特に、北千里地区は、市街地再開発準備組合の円滑な運営にあたり、大規模地権者として、権利変換方針・意見反映方策、千里北センター(株)の整理、再開発後の所有資産による収益確保策を検討するとともに、市の考えるまちづくりの実現に貢献する。

○ その他事業では、現在、10か所の近隣センターにおいてオープンスペース等の管理運営を行っており、地元市や事業者等と連携して、地域住民にとって利便性の高い施設運営を行うとともに、近隣センターの地元市への引継ぎを含めたまちづくりへの適切な活用に向けて、方向性を定める。

【対象役員の職務】

- 法人全体のマネジメント（組織、人事、予算・決算、事業執行等に関する決定）
- 中期経営計画の策定・変更に関する決定、実施
- 毎年度の経営目標の設定、経営評価の実施
- 公益事業等の実施に係る府及び関係市町村との協議・調整と指導
- 理事会、評議員会の運営（理事及び評議員の多くは府・市の関係者）
- 府の出資法人改革への対応（府との協議・調整の実施）
- 法人事業の安定的な実施に係る収支スキームの構築

以上の他、定例的に事務局会議（部室所長以上が出席）を開催し、府や市との関係でセンターにおいて対応が必要となる事項についての指示や、各部門の事業報告（実施状況、収入・支出の状況等）を受け、重要事項について対応策を指示している。

これらの事項について、役割が適切に果たせるよう重要事項は理事長が対応し、その他の事項は常務が対応している。

【法人の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府職員を派遣する必要性等】

- 法人運営にあたっては、府の施策との関連にも留意しながら、大阪府域全体のまちづくり推進支援や関連施設の管理等を行っていくことが求められている。
これらについて、府関係部や相手方法人役員と密接に協議・連携を行う必要があるが、これを行うためには、法人の意思決定者である理事長に、大阪府の都市再生やまちづくり行政全般に精通し、専門知識を有する府職員の派遣が不可欠である。
- 公共空間まちづくり活用支援事業は、河川や道路等の公共空間の規制緩和により、民間活力の導入など良質で魅力あるまちづくりを行うものであり、事業を推進するためには、公と民をつなぐコーディネーターとして、自治体、公共空間の管理者、民間事業者など、事務レベルは勿論のこと、トップレベルとの協議・調整が必要となる。行政の責任者たる市トップレベルと協議・調整を行うためには、法人の理事長に、広域的なまちづくりに関する専門知識と豊富な行政経験を有する府職員の派遣が不可欠である。
- 土地区画整理事業等支援事業は、常に時代に対応した取り組みが求められているが、法人は、良好なまちづくり推進の観点から、土地区画整理事業の掘り起し・支援を行っている。
かかる支援は、府のまちづくり施策と一体となって進める必要があり、地域にとって効果的なまちづくり手法の検討など、府との緊密な連携が必要である。
また、各市町村が土地区画整理事業等の取組みを意思決定し、事業を推進するためには、担当は勿論のこと、市トップレベルとの協議・調整が必要となる。行政の責任者たる市トップレベルと協議・調整を行うためには、法人の理事長に、広域的なまちづくりに関する専門知識と豊富な行政経験を有する府職員の派遣が不可欠である。
- 市町村道路施設点検等支援事業は、市町村の課題について国及び府の支援方策をベースに府内市町村の実情に即して検討していく必要があり、どのような支援が効果的であるかなど、府関係者と詳細に協議しなければならない。
さらに、府内市町村の実情を把握し、適切な支援を行うには担当だけでなく市町村のトップレベルとの協議・調整が必要となる。これらを行うためには、自治体職員の必要とされる技術内容について専門的知識を有し、自治体の技術関連業務全般に精通し、公益的な観点を有した府職員の派遣が不可欠である。
- 公共団体等の技術支援を担う事業は、強化すべき技術の内容や支援の方法について、府や市町村と詳細に選定・調整することが必要である。また、府の役割の一部を担うものなどであり、公共性の高いミッションに鑑みると、それを円滑に執行するためには、自治体技術職員の必要とする技術内容についての専門的知識を有するとともに、まちづくり行政全般に通じた経験と知識を持ち、関係自治体のトップレベルと協議・調整が行える府職員の派遣が不可欠である。
- 環境共生型まちづくり事業については、事業の安定的な実施を確保するために浚渫土砂・陸上建設発生土をバランス良く受け入れていく必要があり、大阪湾沿岸の港湾・海岸管理者及び大規模工事の事業者との協議・調整が必要である。
さらに、竣工した地区を環境共生型の新しいまちとしていくためには、大阪港湾局や地元市と調整しながら具体的な海浜緑地の計画策定や整備、管理運営方策を検討していく必要がある。
かかる事業を行うためには、実施主体である法人の理事長に、まちづくりをはじめ関係する行政経験に精通した、公益的な観点を有した府職員の派遣が不可欠である。
- 近隣センターは、引継後の将来負担や住民からの様々な要望等も念頭に慎重な姿勢となっている地元市が引継ぎに応じるよう、粘り強く交渉に当たる必要がある。
また、併行して、近隣センターの建替えやリノベーション、活性化について、時機をとらえた関係自治体のトップレベルと調整・協議を行っていく必要があり、府職員の派遣が不可欠である。
- 資産を保有する北千里地区の駅前再開発は、センターの今後の運営にも影響するものであり、地元市の意向も十分に踏まえながら、まちづくり行政全般に通じた経験と知識を持ちながら、地権者・テナントなどの関係者ともしっかりと協議していくという高度な調整が求められる。
そのため、事務レベルの調整に合わせて、時機をとらえた関係自治体のトップレベルと協議・調整が行える府職員の派遣が不可欠である。
- 新たな事業展開の可能性の検討や、法人の将来を見通した収支構造の改善等にかかるマネジメントについては、法人業務が経緯を含め、府施策と密接不可分の関係していること、加えて、府の適宜適切な指導助言が一層求められることから、法人全体を見渡したマネジメントを担う理事長職には、府との調整役に相応しい資質と経験を積んだ府職員の派遣が不可欠である。
- 以上のように、法人の事業は府や市町村の技術的・専門的なまちづくり行政と密接不可分の関係にあり、市町村からの信頼を得るとともに、府が法人に課したミッションである良好な市街地形成を推進する支援機関としての役割を果たすことが必要である。
- 以上の理由から、本府の政策課題に連携して取り組む者として、理事長には、行政経験が豊富でかつまちづくり施策に精通し、府の方針を踏まえつつ法人運営が行える、府職員の派遣が不可欠である。